

①崩落した石積みの補修【補助対象】

理由：既に石積みが崩落し、民家に危害を及ぼすおそれがあり、緊急に補修する必要がある。
ただし、石積みが個人所有の場合は、補助対象とはならない。



②崩落した里道の補修【補助対象】

理由：里道の崩落により、通行できない状態であり、緊急に補修する必要がある。

※崩落寸前の状態も対象。

里道



③決壊した水路の補修【補助対象】

理由：水路の決壊により、民家へ水が流れ込む状態であり、緊急に補修する必要がある。

※決壊寸前の状態も対象。

※当該水路が、河川や農業用水路ではないこと。

水路



①割れたコンクリート舗装の改修【補助対象外】

理由：経年劣化によるひび割れであり、緊急性が認められないので、補助対象とはならない。



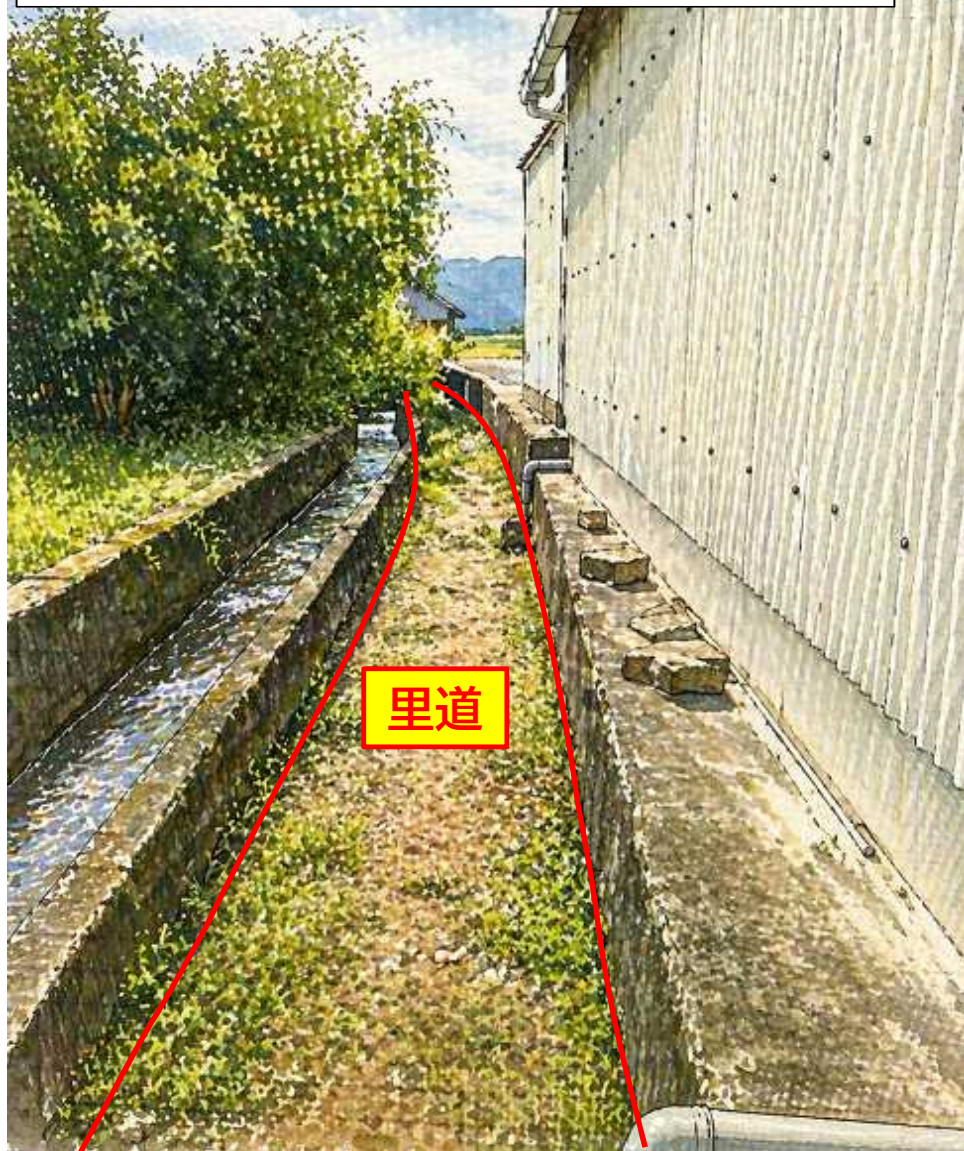
②割れたアスファルト舗装の改修【補助対象外】

理由：経年劣化によるひび割れであり、緊急性が認められないので、補助対象とはならない。



③土道をコンクリート舗装に改修【補助対象外】

理由：機能強化に該当するため、補助の対象とはならない。



④里道の陥没を補修【補助対象外】

理由：通常の維持管理に該当するため、補助の対象とはならない。





石積の腹が出ている
(前に押し出されている)

⑤崩落した水路石積みの補修【補助対象外】

理由：石積みは崩落しているが、それによって、民家等に危害を及ぼす状況ではない。ただし、農業用水路であれば、土地改良事業補助で補修可能。

一部の石が崩れており、
隙間ができている

⑥増水時対策としての水路擁壁の嵩上げ【補助対象外】

理由：機能強化に該当するため、補助の対象とはならない。

ただし、農業用水路であれば、土地改良事業補助で補修可能。

